

「障害者権利条例」について説明させていただきます！

茨城県では、障害のある人と障害のない人が対等な権利を持っていることを再確認し、誰もが安心して楽しく暮らすことができるよう、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(障害者権利条例)を制定しています。

県では、県民一人ひとりのみなさまに、この条例についてご理解いただくため、各種の研修会などで説明させていただく「講師等派遣」に取り組んでいます。

みなさまの職場研修や学習会などにご活用ください。

1 講師等派遣の概要

- ・派遣講師等 県福祉部障害福祉課の**担当職員や相談員を派遣**します。
- ・講義時間 ご依頼者様のご都合の時間で対応いたします。(15分間～60分間程度)
- ・講義内容 障害者差別解消法や障害者権利条例の概論、具体的な対応事例や合理的配慮の例など、幅広く対応いたします。
- ・派遣対象 県内に所在する企業、事業所、団体の方(任意のサークルも含む)
- ・派遣経費 **無料です。**(講師等の人件費及び旅費は、県が負担します。)

2 派遣の申込等

- ・申込先 **茨城県福祉部障害福祉課に、電話等で申込んでください。**
TEL：029-301-3357
FAX：029-301-3370
E-mail：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp
- ・派遣決定 担当職員等の日程調整を行ったうえで、ご依頼者様あて連絡させていただきます。

3 問い合わせ先

- ・茨城県福祉部障害福祉課 企画グループ
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 (県庁内です)
(上記2の申込先と同じです)

**誰もがお互いを尊重して、「バリア」を取り除き、
住み慣れた茨城で、いっしょに楽しく幸せに暮らしましょう！**



茨ひより (茨城県公認 Vtuber)